

## 橋本市下水道排水設備指定工事店登録 必要書類チェックシート

個人  
事業主

## ○指定工事店の資格条件

確認欄	指定工事店の条件	関連書類
<input type="checkbox"/>	1 橋本市登録の下水道排水設備工事責任技術者を1人以上選任していること	6・7・8
<input type="checkbox"/>	2 橋本市内または伊都郡内に営業所があること	4・5
<input type="checkbox"/>	3 次のいずれにも該当しないこと ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合 イ 工事業者が第15条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、当該取消しのあった日から起算して2年を経過していない場合 ウ 指定工事店が、第9条第1項の規定により指定を取り消され、当該取消しのあった日から起算して2年を経過していない場合 エ 工事業者がその業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合 (カ 法人にあっては、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合)	1・2

## ○提出必要書類

確認欄	書類の名称
<input type="checkbox"/>	下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	① 誓約書 ※ 橋本市下水道排水設備指定工事店条例第2条第1項第3号アからカのいずれにも該当しないことを誓約する書類
<input type="checkbox"/>	② 代表者の住民票抄本（世帯一部） ※申請日3か月以内発行
<input type="checkbox"/>	③ 代表者の経歴書
<input type="checkbox"/>	④ 営業所の平面図及び付近見取り図（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	⑤ 営業所の外観及び内部写真（4枚程度 写真帳か様式に貼付して提出） ※ 内部については、事務机、電話機が確認できる写真 外部については、営業所外観の写真及び、 営業所名を標記した看板（仮設的なものは除く）が確認できる写真
<input type="checkbox"/>	⑥ 選任責任技術者名簿（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	⑦ 選任する責任技術者全員の責任技術者証のコピー ※ 責任技術者の登録を同時に行う場合は、責任技術者試験合格証または更新講習受講修了証のコピー (もしくは更新講習未受講者の被登録資格延長について（通知）のコピー)
<input type="checkbox"/>	⑧ 選任を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ ・ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書のコピー ・ 従業員全員の賃金台帳または源泉徴収簿及び所得税納付額領収書のコピー ・ 確定申告等の会社名（屋号）と個人の氏名が入っているもののコピー（選任が代表者と同一の場合）
<input type="checkbox"/>	⑨ 指定工事店証のコピー（更新のみ）
<input type="checkbox"/>	更新登録料 5,000円 (新規 10,000円)

※ 法人は裏面を参照のこと

## 橋本市下水道排水設備指定工事店登録 必要書類チェックシート

法人  
事業所

## ○指定工事店の資格条件

確認欄	指定工事店の条件	関連書類
<input type="checkbox"/>	1 橋本市登録の下水道排水設備工事責任技術者を1人以上選任していること	6・7・8
<input type="checkbox"/>	2 橋本市内または伊都郡内に営業所があること	4・5
<input type="checkbox"/>	3 次のいずれにも該当しないこと ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合 イ 工事業者が第15条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、当該取消しのあった日から起算して2年を経過していない場合 ウ 指定工事店が、第9条第1項の規定により指定を取り消され、当該取消しのあった日から起算して2年を経過していない場合 エ 工事業者がその業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合 カ 法人にあっては、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合	1・2

## ○提出必要書類

確認欄	書類の名称
<input type="checkbox"/>	下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	① 役員・監査全員の誓約書 ※ 橋本市下水道排水設備指定工事店条例第2条第1項第3号アからカのいずれにも該当しないことを誓約する書類
<input type="checkbox"/>	② 履歴(現在)事項全部証明書(商業登記事項証明書)の原本(申請日3か月以内発行)、定款の写し
<input type="checkbox"/>	③ 代表者の経歴書
<input type="checkbox"/>	④ 営業所の平面図及び付近見取り図（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	⑤ 営業所の外観及び内部写真（4枚程度 写真帳か様式に貼付して提出） ※ 内部については、 <u>事務机、電話機</u> が確認できる写真 外部については、 <u>営業所外観</u> の写真及び、 <u>営業所名を標記した看板</u> （仮設的なものは除く）が確認できる写真
<input type="checkbox"/>	⑥ 選任責任技術者名簿（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	⑦ 選任する責任技術者全員の責任技術者証のコピー ※ 責任技術者の登録を同時に行う場合は、責任技術者試験合格証または更新講習受講修了証のコピー（もしくは更新講習未受講者の被登録資格延長について（通知）のコピー）
<input type="checkbox"/>	⑧ 選任を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ ・ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書のコピー ・ 従業員全員の賃金台帳または源泉徴収簿及び所得税納付額領収書のコピー
<input type="checkbox"/>	⑨ 指定工事店証のコピー（更新のみ）
<input type="checkbox"/>	更新登録料 5,000円（新規 10,000円）

※ 個人は裏面を参照のこと